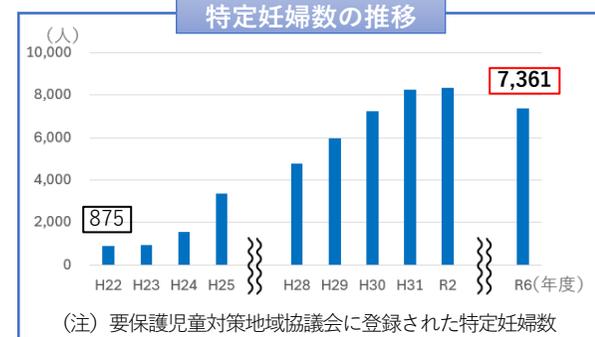


困難を抱える妊産婦の支援に関する調査結果（概要）

！ 調査の背景

- 近年、予期しない妊娠、経済的困窮、DV被害などを背景とする、**出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）が大幅に増加**
- 令和4年の児童福祉法改正により、**虐待の予防的な対応から困難を抱える家庭への支援までを切れ目なく対応するため**、こども家庭センターの設置が市町村の努力義務化
- 育児放棄や児童虐待を防ぐ観点から、特定妊婦を含め、孤立した育児に陥る可能性があるなどの**困難を抱える妊産婦を出産前の早期から把握し、支援につなげるため**、調査を実施

〔 通知日：令和8年3月27日 通知先：こども家庭庁 〕



📄 主な調査結果

- 相談窓口を運営するNPO法人など相談支援機関から市町村に対し、**特定妊婦と思われる者として支援が必要である旨の情報提供があったものの、市町村が支援を行わなかった事例あり。**
⇒ 情報提供を受けた市町村がとるべき対応について理解が不足している。
 - ・ 墜落分娩等を防ぐため、早期に受診する産科医療機関を選定する必要があったが、本人が市町村の保健センターに来所しなければ受診先の調整はできない。
 - ・ 妊婦に養育能力がないものの、民間機関等が既に介入しており、支援を検討するための会議を開催する必要はない。
- 医療機関が市町村に対し特定妊婦に関する情報を提供することは、**本人の同意を得なくても個人情報保護法違反にならないが**、以下のような事例や意見あり。
⇒ 個人情報保護法や特定妊婦に係る情報提供の趣旨が十分に理解されていない。
 - ・ 市町村から産科医療機関に対し、特定妊婦の受診状況について情報提供を依頼したものの、本人の同意がないことを理由に情報提供を拒否され、受診状況が確認できなかった。
 - ・ 調査対象の約3割の市町村では、精神科医療機関からの理解を得ることに苦慮している。
- 住民票所在市町村と居住実態のある市町村が異なる妊婦について、**市町村間で円滑な調整が行われず支援開始までに時間を要した事例あり。**
⇒ 居住実態があれば母子保健に関する事業の対象となることが十分に浸透していない。
 - ・ 産科医療機関の受診が出産2日前となり、母子の生命に関わる事態が発生するおそれがあった。
 - ・ 妊婦健診受診票の交付手続きが間に合わず、1回分の妊婦健診受診費用が全額自己負担となった。

🗺️ 当省の主な意見

- こども家庭庁は、以下の措置を講ずる必要
- ① 医療機関に対し、**本人の同意がなくても個人情報保護法違反にならないこと**の理解の促進や、**精神科医療機関に対する市町村への情報提供への協力の働き掛け**
 - ② 市町村に対し、
 - ・ **情報提供元の相談支援機関と連携した速やかな対応**の要請
 - ・ 住民票所在市町村と居住実態のある市町村が異なる妊産婦について、居住実態のある市町村が中心となって**主体的に支援方策を検討**するよう働き掛け

調査結果① 困難を抱える妊産婦向けの相談窓口で受け付けた相談への対応状況

背景・制度等

- 国は、自治体に対し、以下の事項を要請
 - ・ 関係機関（医療機関、相談支援機関等）から特定妊婦と思われる者に関する情報提供を受けた市町村は、**必要な実情の把握や調査、要対協※の調整機関として、関係機関との情報共有や支援の要否の判断、内容の協議等**を行うこと。
 - ・ 予期しない妊娠などの悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、**妊娠等に関する相談窓口の設置及び周知**を行うこと。

※ 要保護児童対策地域協議会。要保護児童、要支援児童、特定妊婦等への適切な支援を目的として医療関係、教育関係などの関係機関等により構成され、設置することは自治体の努力義務とされている。

- 自治体は、国の事業の活用等により、**民間団体などへの相談業務の委託等**を行い、**困難を抱える妊産婦への相談支援**を実施

主な調査結果

- 相談窓口を運営するNPO法人などの相談支援機関から市町村に対し、**特定妊婦と思われる者として支援が必要である旨の情報提供があったものの、情報提供を受けた市町村がとるべき対応に係る理解不足**により、
 - ✓ 墜落分娩等を防ぐため、早急に受診する産科医療機関を選定する必要があったが、本人が市町村の保健センターに来所しなければ受診先の調整はできない。
 - ✓ 妊婦に養育能力がないものの、民間機関等が既に介入していることから、市町村として、支援を検討するための会議を開催する必要はない。などとして、**市町村としての支援が行われなかった事例あり**。本来であれば、情報提供を契機に当該相談支援機関と連携して市町村が主体的に支援策を検討する必要があったと考えられる。
- 市町村に**相談支援機関の存在自体が知られていない、活動内容への理解が不足**しているといった相談支援機関の意見あり。日頃からの相談支援機関との連携の必要性について、市町村の理解を促す必要あり。
 - 一方、都道府県において、**都道府県内の市町村における相談支援機関に対する理解を促進**する取組（周知文書の発出、研修会の実施など）を実施している例あり。
- 相談窓口の周知・広報に係る**民間企業や民間団体等からの協力を得ることに苦慮**している実態あり。また、全国の相談窓口の取りまとめ・周知や、関係機関への協力依頼等、**国レベルでの周知・広報の取組を求める意見あり**。

当省の意見

- 情報提供を受けた市町村が**情報提供元の相談支援機関と連携して速やかに実情の把握、支援の要否、支援内容の検討等の対応を行うよう求めること**。
- 都道府県が都道府県内の市町村に対し、相談支援機関への理解を促進する取組を実施している例の共有により、**市町村における相談支援機関の存在や活動に関する理解を促進すること**。
- 国において、**相談窓口の周知に係る取組例を自治体や相談支援機関に共有するとともに、相談窓口の関係機関等への広報活動への協力について働き掛けを行うこと**。

調査結果② 医療機関からの情報提供の実施状況

背景・制度等

- 国は、自治体が医療機関と連携するに当たり、**日頃から連携体制を構築**することや、市町村は医療機関から**一方的に情報提供を受けるだけでなく、必要な情報を医療機関と共有し、適切な役割分担の下で協働**することが必要との考え方を提示
- 国は、医療機関等の関係機関が特定妊婦と思われる者に関して知り得た情報を市町村に提供することや、市町村からの求めに応じ、関係機関が市町村に情報提供を行うことは、個人情報保護法※に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、**本人の同意を得ないで情報提供しても個人情報保護法違反にはならない**との考え方を提示。また、国は、市町村に対し、このことを関係機関に周知し**積極的な情報提供を依頼**することを要請

※ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

主な調査結果

- 市町村から産科医療機関に対し、妊娠後期の特定妊婦の受診状況について情報提供を依頼したものの、**本人の同意がないことを理由に情報提供を拒否され、受診状況が確認できなかった事例あり。**

個人情報保護法の理解や特定妊婦に係る情報提供の趣旨の認識が**十分ではない**医療機関が見受けられることから、医療機関の理解を促進させる必要あり。

- 調査対象の約3割の市町村において、**精神科医療機関から特定妊婦と思われる者に係る情報提供への理解を得ることに苦慮**しているとの意見あり。

産科医療機関だけでなく精神科医療機関と市町村の連携も課題

一方で、**精神科医療機関との連携を図る取組**（連絡会の開催、協力依頼の発出等）を実施している市町村あり。

当省の意見

- 特定妊婦及び特定妊婦と思われる者に係る医療機関から市町村に対する情報提供について、
 - ・ **本人の同意が得られなくても個人情報保護法違反とならない旨**について市町村及び医療機関の理解を促進させること。
 - ・ **本人の同意が得られない場合でも、そのことを明示した上で情報提供を行うことについて市町村から医療機関への働き掛けを促すこと。**
 - ・ **国から精神科医療機関に対して働き掛け、理解の促進を図ること。**

調査結果③ 住民票所在市町村と居住実態のある市町村が異なる妊産婦等への対応状況

背景・制度等

- 困難を抱える妊産婦の中には、**住居が定まっていない者や居住実態のある市町村に住民票が無い者**が一定数存在
- 国は、戸籍や住民票における記載の有無にかかわらず、**当該市町村に居住している実態を確認できれば、母子保健に関する事業の対象となる**との考え方を自治体に対し提示
- 国は、特定妊婦が他の市町村に転出する際には、**住民票の異動を伴わずに居住実態を移動した場合であっても、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、転入先の市町村等に通告し、ケースを移管すること**が必要との考え方を提示

主な調査結果

- 住民票所在市町村と居住実態のある市町村が異なる妊婦について、**支援の調整が市町村間で円滑に行われず支援開始までに時間を要し、**
 - ✓ 産科医療機関の受診が出産2日前となり、母子の生命に関わる事態が発生するおそれ
 - ✓ 妊婦健診受診票の交付手続が間に合わず、1回分の妊婦健診受診費用が全額自己負担などが生じた事例あり。**居住実態があれば母子保健に関する事業の対象となる**との考え方が市町村に十分に浸透していないことがうかがわれる。このほか、居住実態のある市町村が主体となり支援を行うことができるような予算措置の要望など、**居住実態のある市町村が支援を実施するに当たり、国として環境整備を求める市町村の意見**あり。
- 特定妊婦が住民票所在市町村から移動して他の市町村に居住した際、**居住実態のある市町村が住民票所在市町村からのケース移管を受け入れず、住民票所在市町村が居住実態のある市町村に出向いて訪問等の支援を行わざるを得なかった事例**あり。切れ目のない支援のためには、ケース移管の実施を促進する必要あり。
- 産科医療機関が住民票所在市町村と居住実態のある市町村が異なる妊産婦を把握し、市町村に情報提供した場合に、**住民票所在市町村と居住実態のある市町村の役割分担等に係る調整が行われず、当該機関に個別の調整等の負担が生じている事例**あり。母子保健に関する事業の実施主体である市町村間での調整を促す必要あり。

当省の意見

- 住民票所在市町村のみならず、**居住実態のある市町村においても主体的に支援方策を検討する**よう働き掛けること。
- 特定妊婦が、住民票の異動を伴わず、居住実態を他市町村に移動した場合に、**居住実態のある市町村へのケース移管を実施する**よう市町村に働き掛けること。
- 医療機関等からの情報提供を受けた際、**関係市町村間において、当該妊産婦への支援に関して必要な調整を実施する**よう促すこと。

調査結果④ 困難を抱える妊産婦の転居への対応状況

背景・制度等

- 国は、特定妊婦が他の市町村に転出する際、
 - ・ 移管先の市町村の要対協においても特定妊婦としてケース登録すること。
 - ・ 移管先の市町村は、市町村間の認識の差をなくす観点から、ケース移管後、少なくとも1か月間は移管元の市町村の支援方針を継続した後、新たな環境下での家族の状況等をリスクアセスメントし、支援方針を継続するか否かを判断すること。との考え方を自治体に提示
- 児童福祉法において、市町村は、妊婦の転居に当たり、出産前から支援を行うことが特に必要と思われる場合は、特定妊婦と思われる者として転出元市町村から転入先市町村への情報提供に努めることとされており、国は、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にはならないと整理

主な調査結果

- 転出元市町村から特定妊婦の転居によりケース移管を受けたにもかかわらず、転入先市町村において特定妊婦として認定しなかった市町村あり。ケース移管後、少なくとも1か月間は移管元の市町村の支援方針を継続するとの考え方やその意義の認識が十分でないと考えられる。
- 要支援妊婦※の転出の際、本人が継続支援を希望する場合や特定の条件に該当する場合のみ転入先市町村に対し情報提供を行うこととしている市町村があり、情報提供の実施割合に大きな差異あり。
また、転入先市町村から転出元市町村への情報提供の依頼に対し、本人の同意がないことを理由に情報提供を拒まれた事例や、転出元市町村からの情報提供がなかったことにより、転入先市町村において、要支援妊婦であることを把握できなかった事例あり。
切れ目のない支援の引継ぎの観点から、市町村間での情報提供を着実に行うことに加え、転入先市町村において特定妊婦に認定される可能性を鑑み、転出元市町村における特定妊婦の認定状況にかかわらず、転入先市町村に対する情報提供の必要性について、積極的に検討することを市町村に働き掛ける必要あり。

※ 特定妊婦としての認定には至らないものの一般の妊婦よりも手厚い支援が必要と判断された妊婦を、本調査においては「要支援妊婦」と呼称するもの

当省の意見

- 特定妊婦の転居に伴いケース移管を受けた場合の対応について、その意義の周知も含め、市町村に働き掛けること。
- 市町村が支援を行っている妊婦の転居時には、本人の同意を得て転入先市町村に情報提供することが望ましい旨、特定妊婦と思われる者については本人の同意がない場合でも情報提供が個人情報保護法違反とならない旨を市町村に対し明確に示すこと。特定妊婦と思われる者について、転出元市町村からの情報提供を行うことの必要性を考慮するよう働き掛けること。

調査結果⑤ 特定妊婦の認定状況等

背景・制度等

- 国は、市町村に**特定妊婦の様子や状況例**を示し、特定妊婦を認定する際の目安の一つとして活用するよう求めており、多くの市町村では、国が示している様子や状況例を参考としつつ、自市町村における**特定妊婦を認定するに当たっての基準や目安を設定**
- 市町村は、妊娠の届出等の機会を活用し、妊婦面談等を実施し、その結果をもってリスクアセスメントを行うとともに、特定妊婦の認定基準等と照らし合わせながら、特定妊婦の認定を行った上で、要対協において適切な支援を図るため必要な情報の交換や、支援の内容に関する協議を実施。また、必要に応じて、**特定妊婦以外に要支援妊婦※を決定**

※ 特定妊婦としての認定には至らないものの一般の妊婦よりも手厚い支援が必要と判断された妊婦を、本調査においては「要支援妊婦」と呼称するもの

主な調査結果

- 市町村における妊娠届出者数に対する**支援対象者（特定妊婦及び要支援妊婦）数の割合は、市町村ごとに大きな差あり。**
- 市町村における特定妊婦の認定基準等の項目と国が特定妊婦の目安として示している項目を比較すると、特定妊婦の認定基準等の内容の設定状況は市町村ごとに区々
- **妊娠期に特定妊婦に認定されていなかった妊婦が出産した後1年未満に当該児が要支援児童又は要保護児童として要対協に登録された事例を分析した結果、**
 - ・ 「母の精神疾患」や「パートナーの状況」といったリスクを**妊娠期に把握していなかった事例**や、妊娠期に把握していたとしてもその時点では特定妊婦の認定が必要となるほどのリスクではないと判断していたところ、**出産後にこれらのリスクが増大又は顕在化した**とうかがわれる事例が多数
 - ・ これらのリスクに係る項目について市町村の特定妊婦の認定基準等では、認定における**各項目の考え方を詳細に記載**している市町村があった一方、**概括的な記載にとどまっている又は記載のない市町村あり。**

妊娠届出者数に対する
特定妊婦数及び要支援妊婦数の割合
(令和6年度末) (単位：市町村)

分布	市町村数
10%未満	12
10%以上20%未満	9
20%以上30%未満	5
30%以上40%未満	3
40%以上50%未満	1
50%以上	2
計	32